

知って  
おきたい

# 暮らしどおりのいろは

第3回

**Q** 先日、生命保険に加入しました。その際に受取人を誰にするかで、死亡保険金に掛かる税金が違うと聞きましたが、死んだ後は相続税ではないのでしょうか？  
(40代 男性)

**A** 生命保険は基本的に、「契約者」・「被保険者」・「死亡保険金受取人」がいます。亡くなつた後は「相続税」と思いがちですが、実は契約形態によつて掛かる税金は変わります。

人が死亡した場合、「相続」はすべての人に発生します。しかし、死亡保険金は、契約形態で税金の種類が変わります。

夫・妻・子の3人家族で、夫が死亡し、妻が死亡保険金を受け取るケースでは、夫が契約者の場合、死亡保険金が相続財産の一部とみなされ、相続税の課税対象になります。受取人が子どもでも同じです。

一方、妻が契約者の場合は、保険料を支払つた本人が保険金を受け取つてゐるため一時所得扱いとなり、「所得税・住民税」の対象になります。契約者が妻、被保険者が夫、受取人が子どものように登場人物が3人異なると、死亡保険金には「贈与税」が掛かります。

また、死亡ではなく「満期保険金」の場合も、掛かる税金が違つてきます。

あまり見ることのない「保険証券」かもしだれませんが、何かある前に確認したり、専門家に相談してみることをおすすめします。

死亡保険金にかかる税金			
契約形態で 3種類			
契約者と被保険者が 同じ場合			
契約者	被保険者	受取人	税金の種類
夫	夫	妻 子ども	相続税
契約者と受取人が 同じ場合			
契約者	被保険者	受取人	税金の種類
夫	妻	夫	所得税 住民税
3者とも違う場合			
契約者	被保険者	受取人	税金の種類
夫	妻	子ども	贈与税

  

満期保険金にかかる税金			
契約形態で 3種類			
契約者と受取人が 同じ場合			
契約者	被保険者	受取人	税金の種類
夫	夫(妻)	夫	所得税 住民税
契約者と受取人が 違う場合			
契約者	被保険者	受取人	税金の種類
夫	夫	妻	
夫	妻	妻	
夫	妻	子ども	贈与税

2013年9月現在の税制・税率に基づき作成しています。税制・税率は将来変更されることがありますのでご注意ください。また、個別の税務に関する取り扱いは、税理士または所轄の税務署にご確認ください。

**協力 募集代理店** (有)ファミリーライフ クラモチ 大森 健一さん  
大森健一さんプロフィール 独立系FP事務所(有)ファミリーライフクラモチ所属  
AFP・住宅ローンアドバイザー資格者 資格を活用しセミナー講師・個別相談等を実施  
(募集代理店)(有)ファミリーライフ クラモチ 土浦市永国町の1番地 0120・112330605